

# 公益社団法人自動車技術会 倫理規定

(前 文)

自動車技術が人類、社会、産業界に及ぼす影響は極めて大きく、かつグローバルで多岐にわたっています。我々自動車技術会会員は、このような状況をよく認識し、専門的知識、技術、経験を最大限に発揮し技術の発展に寄与することはもとより、設立の趣旨を踏まえ人類の安全・健康・福祉の向上、地球環境の保全のために、最善を尽くすことを誓い以下のように綱領を定めます。

(綱 領)

1. (技術者としての責務) 専門的知識、技術、経験、良識に基づき、「豊かな環境」、「健全な社会」、「安心で健康な生活」の増進・向上を促進するために最善を尽くします。
2. (社会に対する貢献) 現在及び将来の人々の安全と福祉、健康に対する責任を自覚し、自然及び地球環境の保全に努め、人類の持続的発展を目指して全力を尽くします。
3. (自己研鑽・技術継承) 専門的知識、技術、経験、人格などを継続的な自己研鑽により常に高める努力をします。また後進に対し積極的に指導、援助、激励を行い技術継承に努めます。
4. (権利の尊重) 互いに人権、権利、プライバシーを尊重し、他者の業績である知的成果、知的財産権を侵しません。
5. (情報の発信) 常に中立的、客観的な立場から誠意を持って研究内容や成果を社会に正しく説明するように努めます。
6. (国際性・公平性) 国際的視野を持ち文化・民族の多様性に配慮し、全ての人々に公平・誠実に対応します。

附則

- 1 この規定は、2002年1月18日から施行する。(2002年1月18日理事会承認)
- 2 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。(2011年4月1日登記)